

8 代人規則伺

〔明治六年六月〕

代人之儀ニ付伺

(中村) (野口) (注記1)

凡商人等代人ヲ以テ内国人及外国人エ取組候事件ニ付総理代人
又ハ偏代人ト區別相立委任状ヲ与ヘ候規則未タ無之候ニ因リ別
而外国商人ト取組候事件ニ於テ大ニ困難ヲ生候而已ナラス裁判
上差問不少候条今般外国ニ於テ代人ヲ命シ候規則ニ照準シ別紙
之通規則相立申度此段相伺候也

(注記2)
明治六年

第二月廿五日

司法大輔 福岡孝弟
司法卿 江藤新平

正院

御中

伺之趣第二百十五号布告相成候事

明治六年六月十九日

御布告案

凡商売及其他ノ事ニヨリ代人ヲ以テ内国人及外国人ト約定取引
等ニ付左之通規則被相定候条此段相達候事

第一条

一凡何等ノ事件ニテモ一家ノ主人ハ代人ヲ命シ之ヲ取扱ハシム

〔下札1〕

ルヲ得ヘシ

但シ当主幼年ナル時ハ後見人ヨリ其代人ヲ命スルヲ得可シ

第二条

一 凡人ノ委任ヲ受ケ其事件ヲ取扱フ者ハ代人ニシテ其事件ヲ委任スル者ハ本人ナリ故ニ代人委任上ノ所行ハ本人ノ関係タル可シ

第三条

一 凡人ハ二十一歳以上ニテ心術正実ナル者ヲ命ス可シ

第四条

(下札2) 一 代人ハ総代人ト偏代人トノ兩種ノ別アリ総代人ハ本人ノ行フ可キ事務ヲ悉皆委任シテ代理セシムル者トス偏代人ハ本人ヨリ事務ノ部分ヲ極メ委任シテ代理セシムル者トス

第五条

一 凡人ヨリ代人ヲ命シ他人ト取組候事件ハ本人必ス実印ヲ押スル委任状ヲ与フ可シ

但シ其家業取扱フ場所ニ於テ通常ノ事務ヲ取扱ハシムルハ別段委任状ヲ与フルニ及バス

第六条

一 委任状ハ総代人又ハ偏代人タルト其取扱フヘキ権限ヲ明白ニ記ス可シ

第七条

一 委任状書式左ノ通

拙者共儀某ノ事件ニ付何誰ヲ以テ総代人トシテ拙者共ノ名目ニテ代理可致旨申付候事

権限ノ大略云々

右代理ノ実正ナル証拠トシテ実印ヲ押スル者也

年号何年何月何日

某府県管轄
住所地名

氏名押印

又ハ何府県管轄何町何誰後見人
何誰ト書シ押印ス可シ

第八条

(下札3) 一 委任状ヲ以テ総代人式ハ偏代人ニ命スルハ其旨ヲ新聞紙アル地方ニ於テハ新聞紙ニ記入セシメ之ヲ世上ニ公布スベシ

五月

太政大臣

参議

(後藤)(大木)(西郷)

法制課長

(小松) (注記3)

(注記5) (注記4)

別紙司法省上申代人規則之義ハ従来成規モ無之候所是カ為メ紛争相生シ候儀尠ナカラス候趣ニ付規則御設相成候義ハ可然候ヘトモ同省伺之通ニテハ猶精密ナラサル様ニ有之仍テ仏蘭西民法等ニ考ヘ彼是折衷規則取調申候便害難易其實際之状況モ有之候ニ付テハ今一応同省ニ御下問相成然ル上公布有之度因テ御指令案并公布案取調供高覽候也

御指令案

伺之趣別紙之通公布可相成就テハ其實際施行便害難易之考案早々可申出候也

月 日

公布案

凡ソ一般ノ人民商業及ヒ其他之事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ候義左之通規則被相定候条此旨相達候事

明治六年五月

太政大臣 三条実美

代人規則

第一条 凡ソ何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ他人ヲシテ其事ヲ

代理セシムルノ權アルヘシ

但シ本人幼年等ニテ其事理ヲ弁シ難キ時ハ其後見人及ヒ親

族ノ者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ

第二条 代人ハ総理代人部理代人ノ別アリ総理代人ハ其本人身

上諸般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ部理代人ハ特ニ其委任スル

部内ノ事務ヲ代理スルヲ得ル者トス

第三条 凡ソ代人ハ心術正実ニシテ二十一歳以上ノ者ヲ撰ムヘ

シ

第四条 代人ヲ以テ他人ト契約取引等ヲ為サント欲スル時ハ必

ス其代人タルノ証書ヲ授ケテ後以テ之ヲ行フヲ必要トス

但シ其家業取扱ノ場所ニ於テ通常ノ事務ヲ取扱ハシムルノ

類ハ証書ヲ与フルニ及ハス

第五条 代人ノ証書ニハ総理代人又ハ部理代人タル事及ヒ其委

任シタル權限ヲ明白ニ記載スヘシ

第六条 代人証書ノ式左之通

拙者共儀某ノ事件ニ付何誰ヲ以テ^{総理代人}部理代人ト定メ拙者ノ名義ニ

テ左ノ權限ノ事ヲ代理為致候事

何々ノ事

但權限ノ次第ヲ分条記載スヘシ

右代理ノ委任状仍而如件

年号何年何月何日

住所身分

姓名印

第七条 代人ハ其任ヲ受タル時間ニ於テ代理ノ事務ヲ執行フヘ

シ若シ之ヲ行ハサルニ因リ本人ノ為メ損害ヲ生シタル時ハ其

事ニ応シ之ヲ償フヘシ

第八条 代人ハ其委任上ニ於テ總テ行ヒタル所ヲ本人ニ對シ審

具算計シ且之ヲ遂ケ了リタル後ハ其諸件ヲ本人ニ還付スヘシ

第九条 代人ハ其事務ニ付己レヨリ為シ出シタル過失アラハ其

責ニ任スヘシ

第十条 本人ハ其代人ニ授ケタル權利ニ因リ^(抹消)他^(加筆)人ノ他人

ト其事ヲ契約シタル義務ヲ必ス自ラ執行フヘシ

第十一条 代人其本人ヨリ受ケタル權利外ニ於テ為シタル事件

ハ本人其事ヲ担当スルニ及ハス

第十二条 代人其本人ヨリ任ヲ受ケタル事務ヲ行フニ付為シタ

ル所ノ払高及ヒ費用ハ本人ヨリ之ヲ代人ニ償フヘシ

第十三条 代人ニ過失ナキ時ハ縱令其事務ノ成就セサル時ト雖

モ前条ノ払高及ヒ費用ハ本人ニ償^(加筆)ハサルヲ得ス

第十四条 代人其任ヲ受タル事務ヲ行フニ付キ其過失ニ非スシ

テ損失ヲ受ケタル時ハ本人ヨリ之ヲ償フヘシ

第十五条 一箇ノ事務ニ付キ本人數人ニテ代人一人ニ任シタル

時ハ其本人數人ニテ代人ニ對シ連帶シテ義務ヲ^(負)肩フヘシ

第十六条 代人ノ任ハ左ノ諸件ニ因リ終ルヘシ

代人ヲ退クル事

代人自ラ其任ヲ退ク事

本人又ハ代人ノ死去及家資分散シタル事

第十七条 本人ハ随意ニ其代人ヲ退クルヲ得ヘク代人証書ヲ

渡シ置キタル時ハ之ヲ還サシムヘシ

第十八条 従来其代人ニ委任シタル事務ニ付更ニ他ノ代人ヲ任

シタル時ハ従来ノ代人ニ其旨ヲ告知シタル日ヨリ其代人ヲ退

ケタルト看做スヘシ

第十九条 代人ハ其任ヲ退カント欲スルヲ本人ニ告知シ本人

之ヲ承諾シテ後退クヲ得ヘシ然レモ其任ヲ退クニ因リ本人ノ

為メニ損失ヲ生スル時ハ必ス之ヲ償フヘシ

第二十条 凡ソ代人ヲ任スルハ其本人或ハ後見人親戚等ノ意見

ニ専決スル者ト雖モ其事ヲ執行スル際ニ於テハ全ク本人ト同

一ナル権理ニシテ事誠ニ至重ニ係ルニ因リ必ス其所ノ戸長ニ

通知シ其退クニ当テ亦必ス報告スヘシ

第二十一条 代人ヲ任スルノ期限ハ予メ規定シ難キモノト雖モ

其本人幼弱疾病事故等ニテ長ク委任セントスル^(抹消)□□□□□□

其地方□新聞紙□□記入セシメ之ヲ世上ニ公布スヘシ^(加筆)□□□□□□

其地方ニ新聞紙アラハ之ヲ記入セシメ世上ニ公布スヘシ

第二百拾五号

人民一般商業及ヒ其他ノ事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ

候規則別紙ノ通被定候条此旨相達候事

明治六年六月十八日

太政大臣 三條實美

代人規則

第一条 凡ソ何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ他人ヲシテ其事ヲ

代理セシムルノ権アルヘシ

但シ本人幼年等ニテ其事理ヲ弁シ難キ時ハ其後見人及ヒ

親族ノ者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ

第二条 凡他人ノ委任ヲ受ケ其事件ヲ取扱フ者ハ代人ニシテ其

事件ヲ委任スル者ハ本人ナリ故ニ代人委任上ノ所行ハ本人

ノ関係タル可シ

第三条 凡代人ハ心術正実ニシテ二十一歳以上ノ者ヲ撰ムヘシ

第四条 代人ハ総理代人部理代人ノ別アリ総理代人ハ其本人身

上諸般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ部理代人ハ特ニ其委任ス

ル部内ノ事務ヲ代理スルヲ得ル者トス

第五条 凡本人ヨリ代人ヲ任シ他人ト契約取引等ヲ為ント欲ス

ル時ハ必ス実印ヲ押シタル委任状ヲ与フ可シ

但シ其家業取扱フ場所ニ於テ通常ノ事務ヲ取扱ハシムル

ルノ類ハ別段委任状ヲ与フルニ及ハス

第六条 委任状ハ総理代人又ハ部理代人タル事及ヒ其委任シタ

ル権限ヲ明白ニ記載ス可シ

第七条 委任状書式左ノ通

拙者^{拙者共}儀某ノ事件ニ付何誰ヲ以テ^{総理代人}部理代人ト定メ拙者ノ名義

ニテ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事

一 何々事^{但権限ノ次第ヲ}分条記載ス可シ

右代理ノ委任状仍而如件

年号何年何月何日

住所身分

姓名印

後見人等ハ住所身分何誰ノ後見人何誰ト記ス可シ

第八条 代人ヲ任スルノ期限ハ予メ規定シ難キモノト雖モ其本人幼弱疾病事故等ニテ長ク委任セントスル時ハ其地方ニ新聞紙アラハ之二記入セシメ世上ニ公布ス可シ

六月五日(注記9)同十二日(中村)
(谷森)
(注記6)

太政大臣 法制課長(小松)

参議(板垣)(大木)(江藤)(後藤カ)
(花押)

別紙司法省上申代人規則之儀遂審議上陳候処民法御改定相成候上ナラテハ障碍ノ箇条等モ可有之二付同省上申ノ如ク大綱而已ヲ掲候方可然旨御談ニ付猶遂再案公布并御指令案共取調供高覽候也

御指令案

伺之趣者第何号ヲ以公布相成候事

公布案

(作問)(野口)(谷森)

(抹消)人民一般(抹消)商業及ヒ其他之事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ候(抹消)義左之通規則(加筆)別紙之通被(抹消)相定候条此旨相達候事

明治六年六月 太政大臣 三條實美

代人規則

第一条 凡ソ何人ニ限ラス己レノ名義ヲ以テ他人ヲシテ其事ヲ代理セシムルノ權アルヘシ
但シ本人幼年等ニテ其事理ヲ弁シ難キ時ハ其後見人及ヒ親

族ノ者協議ノ上代人ヲ任スルヲ得ヘシ

第二条 凡人ノ委任ヲ受ケ其事件ヲ取扱フ者ハ代人ニシテ其事件ヲ委任スル者ハ本人ナリ故ニ代人委任上ノ所行ハ本人ノ關係タル可シ

第三条 凡人ハ心術正実ニシテ二十一歳以上ノ者ヲ撰ムヘシ

第四条 代人ハ総理代人部理代人ノ別アリ総理代人ハ其本人身上諸般ノ事務ヲ代理スル者ニシテ部理代人ハ特ニ其委任スル部内ノ事ヲ代理スルヲ得ル者トス

第五条 凡人ヨリ代人ヲ任シ他人ト契約取引等ヲ為ント欲スル時ハ必ス実印ヲ押(抹消)シ(加筆)タル委任状ヲ与フ可シ

但シ其家業取扱フ場所ニ於テ通常ノ事務ヲ取扱ハシムルノ類ハ別段委任状ヲ与フルニ及ハス

第六条 委任状ハ総理代人又ハ部理代人タル事及ヒ其委任シタル權限ヲ明白ニ記載ス可シ

第七条 委任状書式左之通

拙者共 儀某ノ事件ニ付何誰ヲ以テ(総理代人)部理代人ト定メ拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事ヲ代理為致候事

一 何々ノ事(但權限ノ次第ヲ分条記載ス可シ)

右代理ノ委任状仍而如件

年号何年何月何日 住所身分 姓名印

後見人等ハ住所身分何誰ノ後見人何誰ト記ス可シ

第八条 代人ヲ任スルノ期限ハ予メ規定シ難キモノト雖モ其本人幼弱疾病事故等ニテ長ク委任セントスル時ハ其地方ニ新聞紙アラハ之二記入セシメ世上ニ公布ス可シ

〔注記1〕

〔済〕

〔注記2〕

〔五〕〔簿冊内件名番号〕「五月ノ四十六号」

〔注記3〕

〔河村〕

〔注記4〕

〔法制課〕

〔注記5〕

〔消印〕

〔注記6〕

〔河村〕

〔注記7〕

〔再案〕

〔注記8〕

〔法制課〕

〔注記9〕

〔検〕

〔下札1〕

「凡諸般ノ事務代人ヲ任スルト任スルヲ得サルトノ別アリ今何等ノ事件ニテモ代人ヲ任スルヲ得ルトキハ障碍夥シカラン且何人ニテモ代人ヲ任スルヲ得ヘキヲ一家ノ主人トノミアリテハ他人ハ代人ヲ任スルヲ能ハス恐クハ百事障碍アラシム」

〔下札2〕

「総代人トハ従来数人ニ代テ一人之ヲ代理スルヲ云俛令ハ生糸蚕卵紙等ノ物代ノ如シ此ニ記載スル総代人ハ本人ノ諸般ノ事務ヲ代理スルノ意ナレハ趣キ異ナリテ且紛レヤスシ偏代人ノ名称モ亦適当ト云ヘカラス」

〔下札3〕

「一時代人ヲ任シ部内ノ事務ヲ代理セシムルニ悉ク之ヲ新聞紙ニ記入セシメテハ人民ノ疾苦甚シク且俛令ハ東京ノ新聞紙ニ日々市民ノ代人ヲ記載スルニ於テハ夫カ為メ紙葉二三枚ヲ費ストモ足レリトセス實際ニ於テ行ハレ難カラシム」

〔明治六年六月
公文録 司法省之部 二〕
2A.9, ②902